

【資料7】

その他

《議題6関係》

○ 鳥衝突防止計画ガイダンスの改正要旨

鳥衝突防止計画ガイダンスの改正要旨

ページ	項目	内容
P.8	1.3 規定の体系(2)国内規定	令和 2 年 6 月改正航空法の内容を反映
P.15	2.1 鳥衝突防止対策検討会 【過去の検討会概要】	第 18 回(令和元年度)検討会の要旨を追加
P.20	2.3 現地対策研究会 【現地対策研究会における効果等】	山口宇部空港 現地対策研究会の要旨を追加
付録 2	問題鳥種と主な対策	19 「ツバメ類」を追加
別添	鳥衝突防止対策取り組み例 (防除対策)	防除 15 「レーザー光線を用いた防除」を追加

OP.8

1. 3規定の体系

(2)国内規定

航空法第 47 条第 1 項により、空港等の設置者等は国土交通省令(航空法施行規則第 92 条)で定める空港等の機能の確保に関する基準(以下「機能確保基準」)に従って当該施設を管理しなければならないと規定されており、同法第 47 条の 2 により、空港の設置者等は空港機能管理規程(機能確保基準に従って空港の機能を確保するために空港の設置者等が遵守すべき事項を定めたもの)を定め、国土交通大臣に届け出なければならないと規定されています。

空港機能管理規程の策定にあたっての基準を定めた「空港機能管理規程(セーフティ編)策定基準(平成 17 年 9 月 9 日制定 国空管第 86 号、国空建第 87 号、国空用第 126 号、国空無第 169 号)」により、空港機能管理規程において鳥衝突に係る空港の管理について定めるべき内容を、以下のとおりとしています。

5. 11 野生動物と航空機の衝突の防止

野生動物と航空機の衝突による危険性の評価、衝突防止対策を含む衝突防止計画、衝突防止についての運航者等との協力関係等野生動物の衝突による危険性軽減のための手順について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第8章「野生動物と航空機の衝突の防止」を準拠するものとする。

※「空港運用業務指針(平成 17 年 9 月 9 日制定 国空用第 124 号)」は、航空法施行規則第 92 条に規定される空港の管理のための機能確保基準に基づく、空港の安全運用に関する業務のうち航空交通の安全と空港の業務に従事する者の安全を確保することを目的に、空港運用業務の指針を定めたものです。

OP.15





第 18 回(令和元年度)検討会の要旨

<p>第 18 回</p>	<p>令和 2 年 2 月 5 日</p>	<p>東京国際空港、稚内空港、北九州空港及び秋田空港における鳥衝突防止対策の取組状況についての報告が行われました。</p> <p>山口宇部空港における現地対策研究会の概要、及び福岡空港周辺におけるハチクマの渡りの視察に関する報告が行われました。</p> <p>鳥種特定調査結果の報告が行われました。</p> <p>鳥衝突防止計画ガイダンスの更新案について承認されました。</p> <p>委員より「年間1,500件前後の鳥衝突が生じている。幸い日本では大きな事故には繋がっていないが、ひとたび事故にあれば大惨事になりかねない。衝突件数は年々減少しているが、確率だけの問題ではないので、件数が少ない場所でも危険があることに変わりなく、関係者のより一層の鳥衝突防止対策への協力を期待する。」と意見がありました。</p>
---------------	---------------------------	--




OP.20

山口宇部空港 現地対策研究会の要旨の内容

<p>山口宇部空 港</p>	<p>令和元年 9月25 －26日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 空港周辺における鳥類の生態等を把握し、危険性の評価や問題鳥種を特定した対策を実施すること。 ● 空港の鳥衝突防止対策を空港周辺の住民等関係者と広く共有を図るとともにその理解を得ること。
--------------------	-------------------------------	---

<p>種名</p>	<p>スズメ目 ツバメ科 ツバメ(<i>Hirundo rustica</i>) ショウドウツバメ(<i>Riparia riparia</i>)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>①ツバメ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>②ツバメ(塙入)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>③ショウドウツバメ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>④ショウドウツバメ(塙)</p> </div> </div> <p>(出典)③④叶内拓哉ら(1998)山溪ハンディ図鑑7 日本の野鳥(山と溪谷社)、①②(株)応用生物資料</p>
<p>分布</p>	<p>ツバメ: 夏鳥として全国に渡来し、主に九州以北で繁殖する。近年は本州中部以南の暖地で越冬する個体も見られる。</p> <p>ショウドウツバメ: 夏鳥として北海道に渡来し繁殖する。春秋の渡りの時期には本州以南を旅鳥として通過する。</p>
<p>形態</p>	<p>ツバメ: 全長 17cm、翼開長 32cm、体重 12~22g ・額と喉は赤茶色、頭頂からの上面は光沢のある紺色で、翼と尾羽は黒い。胸の黒帯を除き下面は白い。尾羽は長く深い燕尾。</p> <p>ショウドウツバメ: 全長 13cm、翼開長 28cm、体重 12~13g ・頭からの上面はすべて暗褐色。喉から下の下面は白く、胸にはT字型の褐色帯がある。尾羽の切れ込みは浅く、ツバメほど長くない。</p>
<p>生態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ツバメ類は飛翔しながら、空中を飛んでいる小型の昆虫類を捕食する。 ・ツバメは市街地、農地から山地の開けた場所に生息し、人家の軒先などに営巣する。 ・繁殖期以外は群れで生活することが多く、秋には大群でヨシ原などに塙を形成する。 ・ショウドウツバメは海岸、河川、湖沼、農耕地、草地などに生息する。 ・河岸、湖岸、海岸などの土壁に穴を掘って集団営巣する。常に群れで生活する個体が多い。 ・渡りの時期は大群が電線や路上で休息するといわれる。
<p>空港内の行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空港には採餌のために飛来するほか、空港内の施設(ターミナルビル、貨物倉庫など)に営巣することもある。 ・繁殖終了の頃には若鳥が滑走路、誘導路などに降り立ち休息することがある。
<p>防除対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃より滑走路近くで活動させないことが大事。特に降り立ちには注意する。 ・空港内あるいは周辺のヨシ原などに塙がある場合は、ヨシ原を刈り払うか、防鳥ネット等で被覆して利用させない工夫をする。 ・繁殖期には空港施設への営巣を阻止することを心掛ける。
<p>リスク評価</p>	<p>ツバメ類は体重が軽く、機体損傷率も1%未満と低いが、国内で衝突件数が最も多い種類であり、複数羽が同時に衝突することもある。</p>
<p>特記事項</p>	

【対策例：防除15】

空港	成田国際、大阪国際、中部国際空港、仙台空港	
対策概要	防除対策	レーザー光線を用いた防除
	対象鳥種	効果のあった鳥種：特にカラス、カモメ類、ムクドリ
<p>製品名： Aerolaser Handheld (通称：エアロレーザー)</p>  <p>特徴： レーザー光線を物理的脅威と捉えて逃げる。最良の気象条件では、レーザーは2500メートルまでの範囲に及ぶ。安全機構として、水平安全機構及びキーロック機構を備える。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="296 734 681 958">  <p>曇天 10m</p> </div> <div data-bbox="756 734 1128 958">  <p>夜間 10m</p> </div> </div> <p>製品の評価及び有効な使用方法： 比較的軽量で可搬性があること、銃や煙火等と比べ事前の作業がなく迅速性があること、維持費が殆どなく経済性がある。銃による追い払い効果との比較について総じて、同等な追い払い効果は期待できないが、銃と併用して使用する、または銃が使用出来ない条件下で使用する場合は最も効果的である。追い払いに効果のある鳥種としては、カラス類(特にハシボソガラス)に最も効果的であり、カモメ類(ウミネコなど)、ムクドリなどへも効果があるが、ハト類など飛去反応がない又は薄い鳥種もあることが確認された。</p> <p>安全対策： 航空法でレーザー光を空港付近の空域を飛行する航空機に向かって照射することは禁じられており、また直接人の目に照射すると失明の恐れがあるため、当該機器を使用する作業員への教育は徹底が求められる。 また、安全機構による設定を水平以上にして滑走路上の鳥に照射を行う場合は、就航する航空会社などを含む関係者と空港単位で、協議・合意のうえ運用方法を決定することが望まれる。</p>		
費用	50万円～70万円程(代理店から購入当時)	
備考		